

図書館協議会からの答申(平成 24 年 11 月 2 日)に対する考え

平成 24 年 12 月 12 日

このたび指定管理者制度導入の際の判断材料とするため、「制度導入のあり方」について図書館長から図書館協議会に対し諮問させていただきましたが、協議会からは導入そのものをすべきでないとの答申がされております。

この答申は、図書館協議会において丁寧な検討と審議をしていただいた上での答申であり、市民の声の一つとしてまとめていただいたものと受け止めており、尊重いたします。今後、教育委員会議における導入の最終的な意思決定、及び導入に際しての重要な資料として参考にさせていただきたいと考えております。

また、今回の答申では指定管理者制度導入に対して、様々な懸念される問題が記載されておりますが、いずれの問題についても、対応が可能であると考えており、以下に主なご指摘に対して考え方を説明させていただきます。

◎ 答申における指定管理者制度導入に対する懸念される問題に対する考え

1 諮問へ至る間に、協議会に対して指定管理者制度導入に関して一言も言及がない。

⇒ 指定管理制度導入の方針やスケジュールについては図書館協議会に説明をさせていただいております。ただ、指定管理制度については市民サービスの向上や専門的人材の確保及び運営コスト削減のため導入が必要と考えているところです。なお導入の是非について協議会に諮問する考えはございませんが、制度導入の際の判断材料とするため、導入のあり方について今回協議会に諮問させていただいたものです。

2 図書館のあるべき再構築の方向性を示すことの必要性。

⇒ 図書館の潜在力を活かした、時代の変化に対応した、地域の情報拠点としての転換に向け、業務を再構築する必要があると考えております。しかし、限りある財源や専門的職員の確保など地方行政を取り巻く環境は厳しく、直営での運営が難しいものと判断し、指定管理者制度の導入について検討してきたところです。

既に指定管理者制度導入済みの図書館においては利用者から高い評価を受けており、市教委と指定管理受託業者が連携・協力しながら時代の変化に対応する質の高いサービスの提供が可能と考えております。

3 図書館とコミセンの図書コーナーとの一体運営がうまく機能していない。

⇒ 中央図書館としての役割りと図書コーナーとしての役割りをそれぞれが担っており、地域の方々のニーズに応じております。全体的傾向として、各地域の図書コーナーの利用が増えていることから、運営上の大きな問題はないものと認識しております。

4 指定管理導入後の市の責任があいまい。(配置人数、権限)

⇒ 指定管理者制度導入の細部について検討作業を行っているところであり、今後市教委の行う業務を明確にしていきますが、担当職員を配置し市教委としての責任を果たしていきます。

5 地域のネットワーク事業、ボランティアとの共同、学校との連携事業の低下。

⇒ 市教委では業務仕様書にこれらの業務について明示します。また、指定管理制度を受託する民間事業者は、豊富な経験やノウハウを有していることから、これら業務を適切に実施できると考えております。また、仮に業務低下が懸念される事態となったときは、市教委の担当者が関係者との協議や指導を行うことで対応が可能であると考えております。

6 市教委と指定管理者との二重構造ではスムーズな事業展開はできない。

⇒ 業務仕様書の中で指定管理者の業務を明確にし、図書館利用者などに不便が生じないようにしていきます。当初予測されない事態が発生した場合は市教委の担当者が関係者との協議や指導などの対応を行います。

7 司書だけでなく、図書館行政に精通した市の職員の配置が必要であるが、制度導入により将来いなくなるとともに、指定管理者には文化を守る専門職員は育たず、市教委が監督するにも人材がいなくなる事態が想定される。

⇒ 図書館業務に精通した民間事業者では司書など専門職員を有するだけではなく、図書館に関連する多くの業務に精通している人材を有しております。また、市教委におきましても指定管理者担当部門を設置して、行政としての責任を果たしてまいります。

8 郷土資料には特に苦小牧に熟知した職員の配置が必要。

⇒ 郷土資料の重要性については十分に認識しており、明確な業務マニュアルを示すと共に、教育委員会の職員が資料保存の判断に携わるなど適正な管理体制をつくるよう検討しております。

9 有限の指定管理期間では事業の継続性が担保できない。

⇒ 指定管理者を受託する事業者は多くのノウハウを持つ専門業者であり、仮に事業者の交代があったとしても事業の継続性は担保できると考えております。

10 選書や除籍の管理についても市教委では後追いの承認とならざるをえない。

⇒ 選書や除籍など蔵書管理につきましては教育委員会が示す要綱、基準に基づき、図書館業務に精通する受託者の専門的職員が責任を持って担うことになりま。教育委員会では適切な業務執行の確認を行い、必要に応じて指導を行ってまいります。

11 守秘義務が守られるか。

⇒ 図書館業務に精通する事業者の中には、「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」を含め、図書館における情報の取扱いについても、プライバシーマークの取得や個人情報保護マネジメントシステムなど、職員教育のシステムを構築して徹底を図り、取組んでいる事例が報告されておりますことから、適切な対応が行われるものと考えております。

12 職員の身分が不安定になる。(パートの増加、低賃金など官製ワーキングプアをつくる)

⇒ 基準管理費用に適正な人件費を計上するとともに、関係法令の遵守や経営基盤などがしっかりした受託者を選定することで適正な雇用が行われると考えております。

13 指定管理者選定の方法、手順及びモニタリングの方法、人、組織が示されていない。図書館の外部評価システムの導入の必要性。

⇒ 受託者の選定に当たっては提案内容だけではなく、実績、会社の組織、研修体制などについても考慮し、サービスの向上が見込まれる受託者の選定を行ってまいります。

また、教育委員会内に指定管理者制度担当部門を設置し、業者選定、モニタリングなど適正に行っていきたいと考えております。外部評価システムの導入については現在地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づいて評価を行っておりますので考えておりません。